

令和元年度第3回伊勢市路上喫煙対策審議会 議事録

- ・ 日 時：令和元年10月28日（月） 13時55分～15時
- ・ 場 所：伊勢市役所東庁舎4階 4-2会議室
- ・ 出席委員：筒井 琢磨、神生 修、中村 貴司、山本 武士、村田 久実、扇本 みどり
- ・ 事務局：藤本環境生活部長、須崎産業観光部長、森田都市整備部長、森本環境課長、富岡観光振興課長、荒木都市計画課長、井村ごみゼロ推進係長、東條主事、鍍谷主事
- ・ 配布資料：事項書、出席者名簿、資料1-1（伊勢おはらい町現状調査&アンケート）、資料1-2（喫煙に関するアンケート集計（外宮参道発展会））、資料2（条例改正案のポイント）、資料3（伊勢市を美しくする条例改正（路上喫煙対策）（案））、資料4（たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の説明書）、資料5（他市条例比較表）、資料6（路上喫煙対策について（答申））、令和元年度第2回伊勢市路上喫煙対策審議会議事録、今後のスケジュール
- ・ 審議結果等：
 - 事項書に記載の報告及び審議事項に関する事務局からの説明に対し、以下のとおり質疑応答及び審議が行われた。

【事務局挨拶】

（事務局①）第3回伊勢市路上喫煙対策審議会を開会する。開会にあたって会長のからご挨拶を。

（委員①）第2回目でポイントが決まってきたので、パブリックコメントの結果等を受けて修正が必要かどうかを見ていただき、今回で答申までもっていきたい。

【報告】

伊勢おはらい町通り及び外宮参道発展会実施アンケート結果について

（事務局①）第2回審議会終了後、パブリックコメントを挙げると同時に、外宮参道発展会とおはらい町会議のみなさんにアンケートを実施していただいた結果を資料1-1.2で示しているので、事務局から報告したい。

（事務局②）（資料1-1、1-2について要約報告）資料1-1はおはらい町で7月28～30日に実施し、回収率59%で34枚の回答を得た。現状に対する考えと禁煙エリアに指定された場合についての意見をいただいている。②おはらい町通りが禁煙エリアになったら？という問いに88%が賛成と答えている。次に③現在のおはらい町での禁煙に関する課題は？という問いには、特に路地でのポイ捨てについてが最も多く、メイン通りでのポイ捨てはほとんど無くなったが、世古や路地、側溝へのポイ捨てがひどいという意見が多かった。結果として、路上喫煙禁止については概ね賛成をいただいたが、おはらい町通り以外の場所でのポイ捨てが目立つという内容で、喫煙者の居場所づくりや喫煙所の分かりやすい周知をして欲しいという意見をいただいた。

続いて、資料1-2については委員②委員にもご協力いただき、外宮参道で8月上旬頃に実施したもので、内容は店舗での現在の喫煙状況と喫煙禁止エリアについてどう考えるかを聞いており、33店舗が回答している。店舗内で喫煙は可能か？という問いに対して、8割近くの店舗がいいえで、おはらい町も9割近くが禁煙としているので、店舗内では概ね禁煙としていることが分かつ

た。外宮参道が路上喫煙禁止エリアになることについては、67%、7割近くの方にご賛成いただいたかと考えるが、どちらでもないという方が3割近くいる。これについては、下段の意見のところ、フェンス越しに吸い殻が投げ込まれるや、喫煙場所を分かりやすく表示して欲しい、喫煙可能な店舗マップがあるといい、喫煙場所を外宮参宮マップに記して欲しい等、喫煙所の表示についてはご意見をいただいた。以上がアンケートの報告である。

(事務局①) アンケート結果については、事務局の報告のとおりであるが、外宮参道の委員②委員から補足があればお願いしたい。

(委員②) 特に無し。

【審議】

議題① パブリックコメント実施結果について

(委員①) まずは事務局から説明をお願いします。

(事務局①) 事務局から資料2については、条例改正案の検討ポイントとして、第2回目の審議会においてこのような形でまとめていくという話をし、9月に実施するパブリックコメントの原案を法制部局と調整し、どの部分を骨子案にするのかという細かい部分に関しては、審議会終了後、会長と詳細を詰めていくということであったため、資料の2と資料6の3枚目「伊勢市を美しくする条例の改正について(骨子)(案)」において、審議会ポイント1から6まで考えていただいた内容を変えずにパブリックコメントにあげる技術的な対応を会長と相談して、資料6の1~8までをパブリックコメントとした。区域についても審議会でご審議いただいたとおりの区域をパブリックコメントにあげた。9月17日から10月16日の1ヶ月間、パブリックコメントに対する意見を募集した。意見総数11名、34件であったが、その前にこの条例改正について留めなおしをさせていただくと、第1回、2回審議会でも議論いただいているように、目的は吸い殻の投棄防止であり、それに併せてタバコの火による安全安心の確保をプラスして、既存のポイ捨て条例、不法投棄防止の「伊勢市を美しくする条例」に路上喫煙の禁止をプラスした条例改正ということでご審議いただいている。健康被害については今回の条例改正とは別であるということを進めていたが、パブリックコメントの意見を見ると、ほとんどが健康被害や受動喫煙をどうするのかというものだった。資料3のBさんの意見も、受動喫煙の健康被害防止についても条例に入れるべきで、それと整合性のある条例が必要とのことだった。市の回答としては、今回の条例改正については、吸い殻の「投棄防止」及び「たばこの火」による被害を未然に防止することで、受動喫煙防止対策については「健康増進法の一部を改正する法律」に基づき、引き続き実施していくとする予定である。他にもBさんの④の意見も健康づくり部局との調整をお願いしたいとあったが、同じく健康増進法に基づく施策については、別で考えていきたいとしている。その他、もう一つの意見が喫煙所が分かりにくい、或いは場所をもう少し考えて欲しいというものであったが、Dさんの①②にもあるように、看板や案内及び場所についても引き続き審議会でご審議していただきたいと、パブリックコメントでは回答する予定である。右側の伊勢市回答(案)に基づいて、審議会でご審議いただき、固めていきたいと考えている。パブリックコメントとしては受動喫煙の健康被害への対策を講じて欲しいという意見が多かった。

次に②であるが、第2回の審議会終了後、パブリックコメントを挙げるにあたり、教育民生委員

会に意見を求めたところ、3項目の意見があったので紹介したい。路上喫煙エリアの再考という意見があったが、これも当審議会でも、最初からもっと広いエリアにすべきである、或いは、この路地は？この河川敷は？など、ご審議いただいたが、2回目の審議会が一番人通りの多いところではないのかということになったので、今回の市の原案としては、おはらい町通り、外宮参道、駅前広場のままで今回は進めていきたい。

2番であるが、「たばこの規制枠組条約」に基づいて路上喫煙対策を実施して欲しいとの意見であったが、まず資料4をご覧ください。平成16年3月に「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の説明書」として外務省から出されたものの抜粋である。この4. 一般的義務（第5条）の(3)に「締約国は、たばこの規制に関する公衆の健康のための政策を策定し及び実施するに当たり、国内法に従い、たばこ産業の商業上及び他の既存の利益からそのような政策を擁護するために行動する。」とあり、この国内法が日本では「健康増進法」に当たる。受動喫煙に関することであるので、今回、審議いただいている路上喫煙対策とは別件ということで、別で考えていくということである。最後に市議会から、先進地の施策などを研究してよりよい対策をして欲しいとの意見をいただいた。それについては、資料5で表にまとめている。路上喫煙条例のみとして、千代田区があるが、ここは一番初めに条例化し、改良を加えて生活環境条例としている。多治見市は路上喫煙防止の要綱があるが、現在、受動喫煙の条例についても制定中とのことである。四条畷市はゼロベースから考えていき、令和元年10月1日に四条畷市受動喫煙の防止に関する条例を制定した。路上喫煙のみ条例化している自治体、東京オリンピック開催に際して受動喫煙に対する条例を施行している自治体などもあるが、伊勢市としては、まず、吸い殻投棄防止目的ではあるが、路上喫煙禁止区域の設定を行い、今後、タイミングを見て別の施策として進めていけたらと考えている。

以上、議題①②としているが、伊勢市の案を審議会で作っていただくのではなく、各委員の意見をいただきながら、最終案を固めていきたいと考えているので、ここまでの議題の内容についてご意見をいただきたい。

(委員①) 議題①②について質問や意見があれば発言いただきたい。

(委員①) 資料3のパブリックコメントの伊勢市の回答案の中で、エリアについては今後、審議会等で審議してまいりますですが、喫煙所についても審議会等で…となっている。喫煙所の設置についてもこの審議会でも取り扱うのか？

(事務局①) この審議会は伊勢市附属機関条例に基づき設置しており、所掌事務としては路上等における喫煙対策に関する重要事項を決めることになっている。路上喫煙禁止区域についてと条例改正の在り方についてご諮問させていただいているので、条例の中で指定喫煙所は設けない。整備された喫煙所に誘導していくうえで、各委員の意見をいただくという意味である。

(委員①) 意見聴取ということか？

(事務局①) そうです。

(委員①) 資料5では、3つのグループ分けになっていて、千代田区と尼崎市は路上喫煙条例のみで伊勢市と同じであり、審議会でもこの方向性でいくと承認されたが、参考として多治見市や四条畷市は先に受動喫煙条例を施行している。伊勢市として今後、健康増進法に基づいての対策はどこかでゴール地点を設けているのか？見通しがあれば教えていただきたい。

(事務局③) 4月に改正され、国内の法律に基づいた部分で対応できるのか？或いは多治見市や四条畷市のように新たに条例を設けていくのかということについては、まだ、議論がそこまでしていない。

状況を見た上で、路上喫煙条例に入れていくか、或いは、このままいくか、又は、受動喫煙についての新たなものを作っていかはまだ決まっていない。

(委員①) 分かりました。続いて③について、伊勢市は資料5の路上喫煙条例のみで改正していくということで、柱はポイ捨て防止とたばこの火の被害を防ぐという観点からの改正であることを確認したい。それに基づいて③の答申案について資料6を作ってもらっているので、事務局から説明いただきたい。

(事務局①) 資料6については、答申案という形で出させていただいた。内容を読ませていただく。路上喫煙対策として、現行の「伊勢市を美しくする条例」の目的である「容器等及び吸い殻等の投棄の防止」へ、「たばこの火による火傷の防止」などを加え、清潔で美しいまちづくりの推進及び公共の場所での喫煙による被害の防止を図り、もって市民の快適でかつ安全で安心な生活環境を確保することを目的とされたい。上記の目的を達するために、以下のようにされたい。

1. 路上喫煙禁止区域の設定について

諮問のあった「対象区域」については、別紙のとおりとし、観光客など人通りの多い区域で、市の駅前広場、主要道路などの一部を対象とされたい。

として、第2回の審議会でもとめていただいたとおりとなっている。

2. 伊勢市を美しくする条例の改正(案)について

諮問のあった「改正(案)のあり方」については、別添「伊勢市を美しくする条例の改正について(骨子)(案)」のとおりとされたい。

資料6の3ページ目の1~8を「伊勢市を美しくする条例の改正について(骨子)(案)」としている。そこで、骨子案の7番 禁止区域における路上喫煙の禁止において、パブリックコメントでは、何人も、禁止区域において路上喫煙ができません。ただし、市長が指定した場所においては、この限りではありません。となっているが、実は禁止区域以内に喫煙所が設定された場合を想定して、「ただし」以降の文言を書いている。これは法制部局のパブリックコメントを挙げる上での手法であるが、実際の指定区域内には、これにあたる場所が無いので、「ただし」以降の部分は削除し答申としたいが、これについてご了解をいただきたい。内容としては、今読み上げたとおりで、成案となれば、市長へ答申として示したい。

(委員①) 質問、意見があれば発言いただきたい。第2回審議会のときは、資料2の検討ポイントを8月1日に会長の私のほうで骨子案について網羅しているか、抜けが無いかを確認している。骨子案の2番目、条例名称の変更については、両方の観点から「伊勢市を美しくする条例」から「伊勢市ポイ捨て及び路上喫煙防止条例(仮称)」にするとしているが、今日初めて見ていただいているので、ご確認いただきたい。

(委員③) 資料6の骨子案4に市民等は、路上喫煙(路上喫煙禁止区域を除く。)をするときは、吸い殻入れが設置されている場所で喫煙し、又は携帯用吸い殻入れを使用するよう努めます。とあるが、吸い殻入れがあるのに、吸い殻入れを持参しろということか？

(事務局①) 公共の喫煙所では喫煙所の灰皿を使用してください。禁止区域外では携帯用吸い殻入れを

使ってください。という意味である。簡単に言えば、禁止区域では絶対に吸ってはいけない。禁止区域外では携帯用吸い殻入れを持っていれば喫煙できるということである。

(委員②) 市民等は、路上喫煙(路上喫煙禁止区域を除く。)をするときは、携帯用吸い殻入れを使用するよう努め、吸い殻入れが設置されている場所で喫煙すること。にすれば、誤解を招かないのではないか。

(事務局①) 分かりました。

(委員③) これは路上喫煙禁止区域の喫煙場所ということではないのか？

(事務局③) そのとおりです。禁止区域以外で吸いたい時は、灰皿があるところか、若しくは、携帯吸い殻入れを使ってくださいということです。つまり、捨てないで下さいということです。

(委員②) そこが、勘違いする部分ではないか？禁止区域では喫煙所で灰皿を使ってください。禁止区域以外では、携帯用吸い殻入れを使用し捨てないようにしてください。というようにわかりやすく、2段に分けたらどうか？この骨子案だと、喫煙所の端で携帯用吸い殻入れを使って吸っている人がいるイメージを持ってしまう。

(事務局③) 分かりました。

(委員②) 喫煙禁止区域以外でも喫煙は出来るが、歩きたばこはいけないということを書かなくてよいという判断か？

(事務局①) 禁止区域内では歩きたばこも禁止だが、それ以外の区域では、携帯吸い殻入れを使えば良いということである。

(委員②) 歩いていても良いという判断か？

(事務局①) この条例の目的が吸い殻の投棄防止であり、路上に捨てないようにするためと考えている。

(委員②) 尼崎市の条例には「何人も市内では、歩きたばこをしてはならない」と書いてあるが。

(委員③) 立ち止まって吸うようにということか。

(委員②) 禁止区域以外のところでは、吸うことは出来るが、歩きながら吸ってはいけないということがあったほうが良いのではないか？

(事務局②) 尼崎市は路上喫煙禁止に加え、受動喫煙の考えを盛り込んでいるので、路上では歩きたばこはいけないとしている。

(委員②) 受動喫煙というよりは、歩きたばこの危険性を言っているのではないか。マナーということをして伊勢市が考えるなら、歩きたばこの禁止も入れるべきではないか？

(委員③) マナーというより、歩きながらタバコを吸うこと自体が論外であるが、する人がいるので尼崎市は書いているのではないか？伊勢市も入れておいてはどうか？

(委員③) 書いておいたほうが良いと思う。

(委員②) 携帯吸い殻入れさえ持っていれば、何をしてもいいという感じを受ける。

(委員③) 付け加えると、何か問題があるのか？

(事務局①) 委員の仰せのとおりだと思う。骨子案の各項目を審議会で審議して頂き、いただいた意見を受けて、委員の意見の方向で法制部局と条例文については細かくつめさせていただきます。

(委員③) 歩きたばこの禁止を入れるということか？

(事務局①) 入れる方向で進めたい。

(委員①) どこに入れるのか？「4. 市民等の責務」か？

(事務局①) 禁止区域内での喫煙は禁止、区域外では携帯吸い殻入れを持ってなら喫煙可能だが、歩きたばこをしないように努めなければならない、などの一文を加えることになると思う。

(委員④) 以前も言ったが、外宮の喫煙所の利用可能時間をどのように案内したらいいのか？

(事務局①) 神宮に確認したところ、24時間利用できるが、基本的に参拝時間をお願いしたいとの事だったので、積極的に案内はできないが、イベントなどの時は神宮の協力を得られるのではと考えている。今後、神宮側とさらに詳細な話をしていきたい。

(委員①) 骨子案「4. 市民等の責務」で、第2回審議会のポイント②で「義務付ける」と強い文言になっているが、骨子案4では、「努めます」となっている。何か事情があつてのことか？

(事務局①) これについて法制部局と話したところ、基本的な考えで、受動喫煙の部分を除いた吸い殻投棄防止という第一段階の条例制定であること、いわゆる罰則を設ける場合は条例の文言や構成が変わってくるため、過料を課さずに指導する現段階では、義務付けるという強い文言より、努めなければならないという文言が通例ということである。

(委員①) 歩きたばこをしないように努めます。を加えるということか？

(事務局③) 文言も「促す」となるのか、禁止とすることは難しいと考える。その辺りは法制部局と相談させてもらいたい。

(委員⑤) 今は観光地に限っているが、伊勢市として将来的に市内全域に広げていくつもりはあるのか？

(事務局①) 路上喫煙禁止区域については、第1、2回審議会でも審議していただいたが、ひとまず、この条例を制定、施行して、健康増進法の改正などで屋内での全面禁煙になった場合、外で喫煙するのか？という課題がありながらの条例改正になるため、施行後の情勢を見た上で区域についてはアンケートや実態調査を含めて再考したい。

(委員①) これでやってみて、様子を見るということか。

(事務局①) そうです。

(委員⑥) 資料2の前の条例改正案の検討ポイントが6点あったが、今回骨子案として示された中には反映されていないものがある。大まかな点は、反映されているが、細かい点は表記されていないが、前回同様に含まれているという解釈でいいのか？

(事務局①) 前回のポイントで上げた時間指定も可能とするというところだと思うが、24時間どうするのかを含めて、パブリックコメントを挙げるに当たり、どの項目にするかを法整部局と考え、必要な部分を骨子案とさせていただいた。それに基づいて条文を作っていくと考えている。罰則を設けるきつい条例にしないのであれば、時間指定は条文に入れないほうが良いとの法制部局の判断である。条文に時間指定は含めないこととし、終日禁煙とする予定である。

(事務局②) 前回も公表の指導についてご指摘いただいた。ポイント④について、前は、原則、罰則無しで、場合によっては勧告・公表するとしていたが、法制部局とに相談したところ、厳しいことはなかなか難しく、指導だけでとどめておくこととなった。

(委員⑥) 条例改正については、前回の資料ではポイント①から④までで、ポイント⑤の加熱式たばこやポイント⑥の禁止マークについては、条例そのものではないので、別のところで決めていくということか？

(事務局②) 基本的な部分は踏襲している。加熱式たばこは特に条文には定めないが、たばこに含めており、マークについてはまだ原案も無いので、今後、皆さんにお示ししていきたい。

(委員②) 加熱式たばこは喫煙に当たるといのは、もはや常識的なことなのか？

(事務局①) いろいろな意見がある中で、吸い殻投棄防止ということで、加熱式たばこの吸いかすが出るし、禁止区域内で使用の判断がつきにくい、又は喫煙者を助長することにつながりかねないので、加熱式たばこも全て対象としている。

(委員②) 表記はしないということか？

(事務局①) そうです。

(委員①) ③答申(案)について、修正箇所が3点で、「骨子案4.市民等の責務」の表現がわかりにくいので、読み誤りが無いように工夫すること。歩きたばこをしない。最後に事務局からであるが、骨子案7.の文章中、「ただし」以降を削除する。以上3点の修正とする。他にあれば、それも含め審議したい。答申案の文章もこのままで良いか確認いただきたい。

骨子案で3点の修正を行うということでもいいか？

今後の進め方について、骨子案について、第4回審議会で答申の確認をするか？或いは、会長に一任していただき、責任を持って修正内容が審議に基づいていることを確認する事で良いか？

(委員) 会長一任で。

(委員①) ③答申(案)については、3点修正のうえ、会長が確認したうえで決議することで進めたい。続いて、④今後のスケジュールについて、事務局から説明願いたい。

(事務局①) 第1,2回審議会を開催し、パブリックコメントを実施した。修正点については、法制部局と調整し、会長に確認いただいた後、答申としたい。11月に市議会の教育民生委員会でパブリックコメントの結果を報告したい。12月議会で条例改正を提出し、それが改正されれば、翌年1月に区域の指定の告示、いわゆる条例公布し、この区域が禁止区域であると周知する期間を設け、その後、区域指定の施行という流れになる。その間、条例公布後、周知期間を経て施行までの間に2月頃に第4回審議会を開催したい。その場で、周知の方法や表示マークのデザインなどのご意見をいただきたい。条例公布後の周知期間についてだが、罰則を設ける条例の場合は1年間程度の長い周知期間が必要だと思われるが、約半年程度設ける予定であるので、来年7月くらいの施行を目指し、紙ベース、現地での看板などによる周知を考えており、審議会でのご意見もいただきたい。

(委員①) 意見、質問があればいただきたい。資料のスケジュールの12月の議会において、「路上喫煙対策審議会の設置根拠を含む」と書いてあるが、どういう意味か？

(事務局①) 今現在、伊勢市路上喫煙対策審議会については、伊勢市附属機関条例に基づいて設置されている。条例改正後はその中に審議会の設置根拠をもってきて、その後は審議会の中で区域の変更や拡大などを行っていくことになるため、その文言を含めて条例改正を考えている。新条例施行後の審議会についても、審議会の名称を一部変更し、引き続きエリアの認定など審議を行ってきたい。

(委員①) 第4回目の審議会は禁止マークを審議するのか？

(事務局①) デザイン的なご意見とともに周知方法についてもご意見いただきたい。

(委員①) その他、質問、意見があればいただきたい。無ければ、①から④の審議が終わったので終了をしたい。

(事務局①) 3.その他として、委員の皆さまより意見などがあればいただきたい。

(事務局③) 委員の皆様には、約4ヶ月間で諮問を固めることが出来た。この場をお借りし、心よりお礼を申し上げたい。来年2月にもう一度、お集まりいただきたいので、よろしく願いいたします。

(事務局①) これをもって、第3回伊勢市路上喫煙対策審議会を終了する。